

財団法人
国際民商事法センター

I C C L C

特 集

財団法人国際民商事法センター

平成16年度事業報告・平成17年度事業計画

第22号

2005年7月

目 次

第22号 2005年7月

＜巻頭言＞ 財団法人国際民商事法センター事務局長 小林 清則

＜ご挨拶＞

理事長退任挨拶	特別顧問・前理事長 岡村 泰孝	1
理事長就任にあたって	理事長 原田 明夫	3
事務局長退任にあたって	理事・前事務局長 金子 浩之	5

＜特集 第十九回理事会・第十七回評議員会＞

ご 挨 拶	会 長 宮原 賢次	9
第十九回理事会議事録		11
第十七回評議員会議事録		29
平成16年度事業報告、収支決算及び財産目録		34
監査報告書		54
平成17年度事業計画及び収支予算		55

〈巻 頭 言〉

財団法人国際民商事法センター
事務局長 小林 清則

平成17年5月23日に開催された役員会で、金子浩之前事務局長の後任として事務局長に選任されました小林清則でございます。この場をお借りし一言ご挨拶申し上げます。

私は平成15年10月に住友商事から派遣され、約1年半、事務局次長として当財団の事務を担当させていただきました。

アジア及びその周辺諸国の法的基盤整備支援に民間の立場から協力するという当財団の事業は私にとり従来の仕事とは全く異なった分野であり、誠に新鮮で興味深いものでありました。特にアジア各国の研修員の皆様をお迎えし、日本での研修を多いものにすべく色々な面でお手伝いをさせていただいたことは大きな喜びでありました。

さて、当財団も今年は設立10年目であり、大きな節目を迎えています。理事長が交代され、事務局長も交代しました。また本年4月より事務局次長として住友商事から松村泰二君を迎えました。

この節目を契機に原田新理事長の指揮の下、従来 of 事業の一層の充実化とともに、新しい形、分野での法整備支援事業の構築に向け、事務局一同微力を尽くす所存でございます。各位のご理解とご指導、ご鞭撻を何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、本年度は二つの特別企画を計画しております。

一つは設立以来当財団の重要事業である日中民商事法セミナーで、今年は第10回目となることから、通常のセミナーに加え記念講演を予定しています。もう一つは財団設立10周年記念式典です。各位のご意見をお聞きしながら実のある式典にしたいと考えておりますので併せよろしくお願いいたします。



理事長退任挨拶

財団法人国際民商事法センター

特別顧問 岡村 泰孝

この度、当財団の理事長を退任し、また特別顧問の推薦を受けて就任いたしましたので、この場をお借りして一言ご挨拶申し上げます。

振り返りますと、当財団設立とともに理事長に就任し、九年の年月が経ちましたが、その間当財団の皆様方初め多くの関係者の方々のご支援、ご協力を頂き、お陰様で国際協力機構、法務省法務総合研究所とともに、当財団設立の趣旨、目的に沿って、市場経済化を進めるアジア諸国の求めに応じ、法制度を整備し、その適正、円滑な運用を図るための研修の実施などによる法整備支援活動やセミナー、シンポジウムなどを通じて相互の法制度やその運用についての理解を深める事業などを民間の立場で推進するよう努めてきたところであります。

当財団の事業は、研修面では、アジア開発銀行と協力して実施した研修のほか、ベトナム、カンボジア、ウズベキスタン、インドネシアの諸国についての研修、数カ国の研修員が参加する国際研修及び韓国と協力しての登記実務に関するパートナーシップ研修などを実施しています。

研修は、既に相当多数回に及んでいますが、研修内容は当初の民法、商法等の基本法に関する一般研修から、民法改正問題の研究、関連法令や判例の整備、法曹の養成など目的をしばった研修に移行するなど具体的成果に結びつくよう努めています。

セミナー関係では、毎年、適切なテーマを選択して日中民商事法セミナーを実施しているほか、アジア太平洋諸国における倒産法、裁判外紛争処理制度、知的財産権、国際会社法など企業活動にとって関心の高いテーマを順次取り上げ、日本側の研究員が調査研究を進めた後、数カ国から専門家を招いてシンポジウムを開催するなどの事業を展開しています。

更に、カンボジアの要請に応じて、同国の民法及び民事訴訟法の草案を作成するため、当財団が事務局となり、日本側の大学教授や法律実務家が部会を構成して検討作業を進め、草案を作成して引き渡したことは法整備支援事業の一つの大きな成果であります。

アジア諸国が法制度を整備し、これを適正、円滑に運用することはアジア社会の安定と発展のためには欠かせないことであり、世界の先進諸国や国際機関なども法整備支援事業に力を注いでいる現状であります。

このような状況下で、当財団は極めて有意義な、重要な活動を進め、国際社会に貢献し、更にはこれらの活動を通じてアジア諸国の方々と友好関係を深める役割を果たしており、関係諸国からも、これらの活動の継続を求められており、引き続き実効性のある活動を進めることが期待されています。

当財団がこのような活動を進めることができますのは、会員会社の財政上のご支援に加えて国際協力機構及び法務省法務総合研究所との緊密な連携関係や当財団関係者のご支援、ご協力のお陰であり、深く感謝している次第であり、理事長を務めさせて頂きましたことに感謝し、厚く御礼申し上げますとともに引き続いてのご支援、ご協力をお願いいたします。

ところで、今回理事長を退任させていただきますが、後任の原田明夫理事長は、検事総長退任後アメリカのスタンフォード大学で特別講師として講義されるなど国際性豊かな活動をされている方であり、当財団にとりまして最適任の理事長で、誠に心強い限りであります。新理事長のもと、必ずや当財団の一層の充実発展が図られるものと期待し、信じております。

私も、特別顧問として、引き続き当財団のお役に立つよう努めたいと思っておりますので今後ともよろしくお願いいたします。

永年理事長として、ご支援、ご協力を頂きましたことに重ねて御礼申し上げますとともに、当財団の一層のご発展をお祈りして私の挨拶といたします。



理事長就任に当たって

財団法人国際民商事法センター

理事長 原田 明夫

この度、岡村泰孝前理事長の後任として、財団法人国際民商事法センターの理事長を仰せつかりました。私は、かねて、当財団の趣旨とその活動実績に深い関心と敬意を抱いておりました。それは、この財団が設立される経緯において、法務省官房長として、その設立趣旨に心から賛同し、その発展に大きな意義と期待を感じていたからです。財団が設立された平成8年春には、私は刑事局長に転じ、草創期の財団の困難な時期に直接には何の寄与もできませんでしたが、関係者の皆様の誠に熱心なご努力によって、着実に実績を挙げて来られたことを心から嬉しく思っておりました。その後法務事務次官を務めさせて頂いた頃には、既に法整備支援事業は着実な活動を本格化していましたし、日中民事法セミナーや各種のシンポジウム・セミナーも確実に実績を積みつつありました。そのことは、まさに「経済発展と国際化を遂げつつあるアジア諸国とともに、一層の経済交流を促進し共に繁栄の道を歩むためには、それぞれの国の法制度とその運用について相互の理解を深め、よりよい国際経済取引の法的仕組みを探求していくことが望ましい」という財団の設立趣旨にかなう発展ぶりでした。

この財団の果たしつつある役割は、今後益々重要になると思います。すなわち、世界は今、いわゆる「グローバル化」のただ中にあり、ヒト・モノ・カネ・情報の自由化により、人間の諸活動は国境を越えて迅速拡大し、アジアにおいてもこの現象は顕著です。しかし、グローバル化することによって生じる平和、経済成長、社会福祉の利益は、地域諸国とその国民の間で、等しく分配され、ともに享有されるものでなければならないのに、現実には、貧富の差の拡大やルール違反の放任の問題が生じつつあります。グローバル化する世界の中で、アジア諸国が真に共存・協力関係を維持発展させるためには、多種多様な価値観、文化、宗教信仰、生活習慣の違いを相互に認め尊重し合いながらも、経済的活動を含む人間の諸活動は、「共通のルール・原則」に従って行われるべきであります。それは、まさしく国際関係においても、人々の営みは、むき出しの力の支配ではなく、「法の支配」の原則の下に行われなければならないことを意味します。国際民商事法センターの果たしつつある役割は、この意味で、国際間の健全な経済的、社会的発展のための基盤整備に資することにあると思うのです。

国際間においては、事柄が政治的に解決することが容易でない問題を抱えていても、経済的活動や文化的活動では、そのような政治的困難性を乗り越えて相互に理解を深め、共通の利益を求めて協力することが出来ることがあるのですが、法文化

の観点でも同じことが可能になることがあります。国際民商事法センターが事業の一環として力を入れている例えば日中民商事法セミナーや日韓パートナーシップ研究などは、まさにこのような協力関係の萌芽を示していると思います。このような国際間の実際的な協力の積み上げは、逆に、困難な政治的関係の長期的な解決のためにも役立つ可能性があり、各国との法整備支援事業の展開などともに、この財団の果たすべき役割の重要性を示していると思うのです。

このような時期に理事長をお引き受けすることは、私にとって誠にやりがいのあることと存じ嬉しく思うのですが、一面、責任の重大さを感じて身の引き締まる思いがしています。幸いにも財団設立以来理事長としてご尽瘁いただいた岡村前理事長が、今回特別顧問に就任されましたので、ご指導を頂戴しつつ誠心努力致しますので、皆様方の格別のご支援ご協力をお願いいたします。

事務局長退任にあたって

財団法人国際民商事法センター
理事 金子 浩之

財団設立以来9年間にわたり事務局長を務めてまいりましたが、去る5月23日開催の理事会におきまして退任しました。(理事としては任期の切れる来年5月まで在任させていただきます。)

設立準備期間を含めほぼゼロの状況からの出発でありましたが、事務局長として何とか任務を果たしてこれましたのは、財団役員や企業会員の方々、法務省、JICA、法曹・学術専門家の方々等関係者皆様のご指導、ご支援の賜物であり、この場をお借りし厚く御礼申し上げます。

締め括りに当たり、財団の主要事業の立ち上がりの契機となりましたエピソードについて記しておきたいと思います。(関係の方々の役職名は当時のものです。)

<日中民商事法セミナー>

財団設立の直後平成8年5月に伊藤正会長が住友グループ企業の部長クラスを含めた訪中ミッションの団長となり、日本企業の経営ノウハウ全般について中国政府関係者を対象にセミナーを実施しました。このセミナーは国务院国家経済体制改革委員会(体改委)の要望を石井光春住商中国総代表が受けて実現に至ったものですが、伊藤会長はこの機会を捕らえ当財団の中国とのプロジェクト取組みについて李鉄映体改委主任に相談したところ、体改委自体がこれに積極的に協力しようということになり、洪虎副主任が体改委側責任者として指名されました。

この合意にもとづき平成8年11月に日中民商事法セミナーが東京・大阪で開催の運びとなり、以後中国側の当事者は国家発展改革委員会に引き継がれ、当年度は第10回を迎えることになりました。なお、李鉄映氏は現在全人代常務委員会委員、洪虎氏は同じく全人代の法律委員会副主任の要職に就かれています。

<日韓パートナーシップ研修>

韓国からは平成9年11月に開催したアジア太平洋諸国倒産法制シンポジウムに講師として林鐘憲大法院(最高裁)法院行政処判事に参加を得ておりました。一方亀田哲法総研総務企画部研究官は韓国語に堪能で、林判事を始め韓国との人的関係を維持されており、法制度面で日韓の協力事業の立ち上げについて提案がありました。具体的には、不動産や商業登記を中心とした民事行政の分野をテーマとして両国関係者によるパートナーシップ研修・研究を行うというもので法総研と財団の共催事業

として平成11年度事業計画に組み込むこととなりました。

当財団理事の小杉丈夫弁護士は、韓国大法院院長を始めとし、韓国法曹界にお知り合いも多く、本事業についてもご理解をいただき、韓国大法院関係者との打合せのため、平成11年3月に小杉弁護士、栃木庄太郎法総研総務企画部長、亀田研究官、小職の4人がソウルを訪問し、本事業実施について最終合意に至りました。

本パートナーシップ研修は毎年継続しておりますが、この間特許法院から講師をお招きし講演会を開催する等、韓国との司法面での関係増進について貴重なルートとなっております。

<日越民商事法記念セミナー>

平成11年1月にベトナム法整備支援事業の中間見直しと将来計画についてJICAミッションが出され、これに岡村泰孝理事長が参加され、小職も同行しました。グエン・ディン・ロック司法大臣との面談の際には岡村理事長から、JICA/ベトナム司法省の3ヶ年契約が期限となり、更に次のステップに向け新たな契約(2ndフェーズ)締結が予定される平成11年11月に両国関係者による記念セミナーをハノイで開催してはどうかと提案が出され、ロック大臣も賛同されました。

この時の合意がベースとなり、日本側はJICA、法総研、財団の三者共催のもと、同年11月にハノイにおいて2日間にわたる記念セミナーが開催され、併せ新たな3ヶ年契約(2ndフェーズ)の調印式が行われました。セミナーでは三ヶ月章特別顧問が基調講演を行いました。元法務大臣としてベトナム側の手厚い歓迎を受け、日本側ミッションのプレゼンスを高めていただきました。

なお、この記念セミナーがモデルとなり、カンボジアについても民法、民訴法草案の引き渡し(平成15年3月)に先立ち、両法案の内容をカンボジア関係者に理解を深めてもらい且つ両国の協力関係を記念して平成14年10月に<日本・カンボジア民商事法記念セミナー>がプノンペンにおいて開催され、開会式にはフンセン首相のご臨席も得て盛大なセミナーとなりました。

その他各事業についても貴重な体験をさせていただき思い出は尽きませんが、設立10周年を迎えるこの財団の事業が益々発展し、国際貢献として成果を上げることが願いましてご挨拶に代えさせていただきます。

第十九回理事会

第十七回評議員会



第19回理事会・第17回評議員会

財団法人国際民商事法センター

会長 宮原 賢次

本日は当財団の第19回理事会及び第17回評議員会開催にあたり、ご多忙中のところお集まりいただきまして、誠にありがとうございました。

さて、当財団は設立以来9年を経過し当年度は10年目に入りました。おかげさまで、所期の目的に従い法制度整備支援を中心として事業を発展させ、各事業ともほぼ順調に軌道に乗ってきております。

これら事業の推進にあたりましては、法務省や国際協力機構をはじめとする政府関係機関並びに当財団役員、会員他関係者の皆様の絶大なご指導とご尽力のもとに成果を上げることが出来ているものであり、この場をお借りしまして厚くお礼申し上げます。

さて、当財団設立以来理事長として財団の運営の中心となり、事業の発展に大変ご尽力いただいております岡村泰孝殿が、ここで理事長を辞任されることとなりました。

当財団の大黒柱として9年間にわたりご苦勞いただきましたことに深く感謝申し上げますとともに、本日の会議にて特別顧問に選任いただくことをお願いしており、今後とも大所高所から財団の発展のためご指導を賜りたいと思います。

また、岡村理事長からは後任の理事長候補として、前検事総長原田明夫殿を推薦いただき、私としましても当財団の第二代理事長としてこれ以上のない適任の方を候補者として上げていただいたと考えております。

なお、理事長交代の他、今回は第5期の任期半ばではありますが、議事資料にありますとおり、一部の理事、評議員の交代、事務局長の交代並びに学術評議員の選任がありますので、後ほど宜敷ご審議のほど願い申し上げます。

本日は役員関係の他、平成16年度事業報告、収支決算及び平成17年度事業計画、収支予算についてお諮りします。詳細は議事資料及び後ほどの事務局からの説明を参照いただきますが、私の立場から1～2触れたいと思います。

昨今の経済情勢のもと、財団の法人会員は残念ながら減少しており、会費収入が前年度実績を下まわりましたが、諸経費について節減や効率的運用に努め、収支の健全性は維持しております。今年度は会員の増加について一層努力する所存ですが、予算上には平成16年度実績とほぼ近い収入額に止めておりますことご理解いただきたいと思います。

一方事業支出については、日本側の学者、法曹関係者の長期間にわたる協力のもとに作成されたカンボジアの民法及び民事訴訟法の草案、ベトナムの民法改正案は、それぞれの国において国会の審議の段階に入っており、日本側はこれらの法案の成立まで引き続きフォロー協力するとともに、今後もそれらの関連法律や運用システムの整備及び法曹養成機関に対する支援強化等に重点を置き両国に対する支援体制を継続します。また、ラオス、インドネシア、ウズベキスタン等に対する法制度整備支援が一層拡大、充実されるものとお聞きしており、ODAをベースとします法整備支援事業について、当財団として一層の協力を惜しまない所存であります。

最初にも申し上げましたが、平成17年度は財団設立後10年目の年となります。この節目となる年に財団設立以来ご協力をいただいていた方々や関係諸機関、諸団体の皆様にお集まりいただき、平成18年1月に設立10周年記念式典を開催したいと考えております。詳細は役員皆様のご意見もお伺いし、財団事業の将来の発展へ向けて意義のある会にしたいと思っておりますので宜敷お願いいたします。

また、財団設立の年からスタートしました日中民商事法セミナーも当年は第10回を迎えることとなりますので、国务院国家発展・改革委員会から然るべき方をお招きし、セミナーに先立ち記念講演会を開催する予定であります。

顧みますと、この10年間我が国のアジア諸国との経済関係は飛躍的に拡大し、益々緊密化の度合を深めております。

市場経済を共通の土俵としてアジア各国が協力し、相互に繁栄するためには、経済関係のみならず、政治、社会、文化各方面にわたり総合的に友好関係が深まることが望まれますが、その中で各国が民法等基本法を整え、紛争処理を初めとする諸制度を実効性のあるものとし、共通の法基盤を持つことが益々重要になって来ており、当財団としても新たな10年目に向けて事業の拡大、充実を計り、民間の立場から可能な限り貢献したいと考えておりますので、関係者皆様の一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、既に皆様ご存知のとおり、当財団特別顧問伊藤正殿が昨年11月18日逝去されました。伊藤正殿は当財団の設立発起人、初代会長として財団の基盤を作り上げ、事業の発展に多大なご尽力をいただいておりますが、病に抗せず亡くなられましたことは、誠に忍びがたいところであり、皆様とともに心からご冥福をお祈りしたいと思います。

また先ほど事務局長の説明にもありましたが、当財団評議員、日本生命相互保険会社会長伊藤助成殿には去る4月21日逝去されました。伊藤助成殿には財団設立以来生保業界を代表し、評議員としてご協力いただきましたこと厚く感謝申し上げます。ご冥福をお祈り申し上げます。

それでは、本日の議事についてご検討いただき審議のほど宜しくお願い申し上げます。私のご挨拶とさせていただきます。

財団法人国際民商事法センター第十九回理事会議事録

- 1 開催日時 平成17年5月23日(月)16時00分～17時00分
- 2 開催場所 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号
法曹会館「高砂の間」
- 3 出席者 理事36人(出席者名簿別添)
内訳 本人出席 8人
代理人出席 24人
(他の理事を代理人とする者 21人)
(理事長の承認を得た者を代理人とする者 3人)
書面による表決 4人
- 4 付議事項
第1号議案 理事推薦の件
第2号議案 理事長及び事務局長互選の件
第3号議案 特別顧問推薦の件
第4号議案 評議員推薦の件
第5号議案 学術評議員推薦の件
第6号議案 平成16年度事業報告、収支決算及び財産目録の件
第7号議案 平成17年度事業計画及び収支予算の件

5 議 事

寄附行為第23条第4項の規定により、理事長岡村泰孝が議長として着席、議事に先立ち議長の要請により会長宮原賢次から挨拶があった。

- (1) 第1号議案 理事推薦の件は、原案通り推薦することについて全員一致をもって承認可決した。

会長宮原賢次が原田明夫、小林清則両氏を理事に委嘱した。

- (2) 第2号議案 理事長及び事務局長互選の件は、原案通り全員一致をもって互選した。

理事長原田明夫が、以下議案について議長として着席した。

- (3) 第3号議案 特別顧問推薦の件は、原案通り推薦することについて全員一致をもって承認可決した。
- (4) 第4号議案 評議員推薦の件は、原案通り推薦することについて全員一致をもって承認可決した。
- (5) 第5号議案 学術評議員推薦の件は、原案通り推薦することについて全員一致をもって承認可決した。
- (6) 第6号議案 平成16年度事業報告、収支決算及び財産目録の件につき、議長は審議に先立ち、木村榮作、川原卓郎両監事に監査結果の報告を求め、両監事は平成16年度における業務及び会計については、適正である旨報告した。

次いで議長は、本議案を第十七回評議員会に諮問した。

評議員会議長前田宏からは、本議案について審議の結果、評議員会として異議なく、助言すべき事項もない旨理事長に答申することにつき承認可決した旨答申があった。

次いで、本議案について理事会の審議に移り、平成16年度事業報告、収支決算及び財産目録の件は、原案通り全員一致をもって承認可決した。

(7) 第7号議案 平成17年度事業計画及び収支予算の件につき、議長は審議に先立ち第十七回評議員会に諮問した。

評議員会議長前田宏からは、本議案について審議の結果、評議員会として異議なく、助言すべき事項もない旨理事長に答申することにつき承認可決した旨答申があった。

次いで、本議案について理事会の審議に移り、平成17年度事業計画及び収支予算の件は、原案通り全員一致をもって承認可決した。

議長は寄附行為第27条の規定により、下記2名の出席理事を議事録署名人に指名した。

- 1 大塚 清明
- 2 小杉 丈夫

以上をもって、本日の議事はすべて終了した。

議長は議決事項を明らかにするため、議事録を作成し、議事録署名人とともに署名押印する。

平成17年5月23日

議長

岡村泰孝
原田明夫



議事録署名人

大塚清明



議事録署名人

小杉丈夫



財団法人国際民商事法センター第19回理事会出席者

理事会社

(7月14日順、敬称略)

会 社 名	理 事			代 理 人 出 席 者	
	役 職	氏 名	出席・欠席	役 職	氏 名
旭化成㈱	常任相談役	弓倉 礼一	議長宛委任状		
アサヒビール㈱	相談役	瀬戸 雄三	議長宛委任状		
石川島播磨重工業㈱	相談役	稲葉 興作	書面表決		
大阪ガス㈱	相談役	領木新一郎		東京支社副支社長	阿部和良
関西電力㈱	顧問	宮崎 勇	議長宛委任状		
KDDI㈱	副本部長	川口 憲一	議長宛委任状		
㈱小松製作所	会 長	萩原 敏孝	議長宛委任状		
新日本製鐵㈱	会 長	千速 晃		総務部部長	佐久間総一郎
住友金属工業㈱	社 長	下妻 博	書面表決		
住友商事㈱	会 長	宮原 賢次	本人出席		
住友電気工業㈱	相談役	川上 哲郎	書面表決		
東京海上日動火災保険㈱	相談役	樋口 公啓	議長宛委任状		
東京電力㈱	常務取締役	水谷 克己	議長宛委任状		
㈱東京三菱銀行	相談役	高垣 佑	議長宛委任状		
㈱東芝	会 長	西室 泰三	議長宛委任状		
トヨタ自動車㈱	社 長	張 富士夫		法務部グループ長	藤井孝司
日本電気㈱	会 長	佐々木 元	議長宛委任状		
日本電信電話㈱	相談役	宮津純一郎	議長宛委任状		
日本郵船㈱	専務取締役	宇佐美皓司	議長宛委任状		
㈱日立製作所	特命顧問	熊谷 一雄	欠 席		
松下電器産業㈱	会 長	森下 洋一	議長宛委任状		
㈱みずほコーポレート銀行	常務執行役員	小野 正人	議長宛委任状		
三井物産㈱	顧問	江尻宏一郎	議長宛委任状		
三菱重工業㈱	会 長	西岡 喬	議長宛委任状		
三菱商事㈱	会 長	佐々木幹夫	議長宛委任状		

個人理事

現 職	氏 名	出席・欠席
弁護士	岡村 泰孝	本人出席
㈱博報堂相談役	磯邊 律男	本人出席
弁護士	稲田 克巳	議長宛委任状
法務省法務総合研究所長	大塚 清明	本人出席
(財)民事法務協会会長	加藤 晴明	本人出席
弁護士	小杉 丈夫	本人出席
弁護士	原田 直郎	議長宛委任状
駿河台大学法科大学院研究科長・教授	日野 正晴	書面表決
㈱電通顧問	福川 伸次	議長宛委任状
(財)台湾協会理事長	梁井 新一	議長宛委任状
弁護士	渡邊 悟朗	本人出席
事務局長	金子 浩之	本人出席

第1号議案可決後、会長宮原賢次より理事の委嘱を受けた。

弁護士	原田 明夫	本人出席
事務局長	小林 清則	本人出席

監事

現 職	氏 名	出席・欠席
弁護士	木村 榮作	本人出席
住友商事㈱執行役員・法務部長	川原 卓郎	本人出席

特別顧問

現 職	氏 名	出席・欠席
トヨタ自動車㈱名誉会長	豊田章一郎	欠 席
弁護士	三ヶ月 章	本人出席

財団法人国際民商事法センター第十九回理事会資料

平成17年5月23日(月)

午後4時より

於：法曹会館 高砂の間(2階)

付議事項

第1号議案	理事推薦の件	[資料1]
第2号議案	理事長及び事務局長互選の件	[資料2]
第3号議案	特別顧問推薦の件	[資料3]
第4号議案	評議員推薦の件	[資料4]
第5号議案	学術評議員推薦の件	[資料5]
第6号議案	平成16年度事業報告、収支決算及び財産目録の件	[資料6]..... 34
第7号議案	平成17年度事業計画及び収支予算の件	[資料7]..... 55

注：「第6号議案平成16年度事業報告、収支決算及び財産目録の件」については、平成17年4月19日に監事による監査が完了し、適正である旨報告を受けております。

理事会：第1号議案 理事推薦の件

理事候補

新任/再任	氏 名	現 職
新任(交代)	原田 明夫	弁護士
新任(交代)	藤原 立嗣	みずほコーポレート銀行常務執行役員
新任(交代)	三村 明夫	新日本製鐵株式会社社長
新任	小林 清則	住友商事株式会社法務部参事 財団法人国際民商事法センター事務局次長

注：新任候補(4名)の略歴書添付

略 歴 書

フリガナ 氏 名	(氏) ハ ラ ダ 原 田	(名) ア キ オ 明 夫
生 年 月 日	昭和14年11月3日	
現 住 所	アメリカ合衆国カリフォルニア州スタンフォード市サンフランシスコ テラス813	
帰国後住所	東京都港区六本木5-13-3 ニューキャッスル麻布1101	
本籍(都道府県)	東京都	
最 終 学 歴	昭和38年3月	東京大学法学部卒業
主 な 職 歴	昭和40年4月 平成4年4月 平成5年9月 平成5年12月 平成8年1月 平成10年6月 平成11年12月 平成13年7月 平成15年6月	検事任官 盛岡地方検察庁検事正 最高検察庁検事 法務大臣官房長 法務省刑事局長 法務事務次官 東京高等検察庁検事長 検事総長 退官 弁護士(現職)
賞 罰	な し	

略 歴 書

フリガナ 氏 名	(氏) フ ジ ハ ラ 藤 原	(名) タ ツ ツ グ 立 嗣
生 年 月 日	昭和27年11月23日	
現 住 所	東京都東久留米市氷川台1-18-13	
本籍(都道府県)	島根県	
最 終 学 歴	昭和51年3月	一橋大学商学部卒業
主 な 職 歴	昭和51年4月 昭和54年10月 昭和58年10月 昭和61年8月 昭和62年8月 平成 2年8月 平成 3年10月 平成 5年1月 平成 6年4月 平成10年4月 平成10年11月 平成12年 5月 平成14年 4月 平成14年10月 平成15年 3月 平成15年 5月 平成17年 4月	株式会社第一勧業銀行中目黒支店 入行 同行 神田支店 同行 本店営業第五部課長代理 組合休職(従業員組合給対部長) 同行 企画部部長補佐 組合休職(従業員組合中央執行委員長) 同行 本店営業第四部次長 同行 企画部(全銀協会長行別室)調査役 同行 企画部(渉外グループ)次長 同行 検査部検査役 同行 荻窪支店長 同行 大阪営業部長 株式会社みずほコーポレート銀行 大阪営業第三部長 同行 企業第二部長 同行 執行役員 企業第二部長 株式会社リイントコーポレーション出向(常務執行役員) 株式会社みずほコーポレート銀行 常務執行役員
賞 罰	な し	

略 歴 書

フリガナ 氏 名	(氏) ミ ム ラ 三 村	(名) ア キ オ 明 夫
生 年 月 日	昭和15年11月2日	
現 住 所	東京都杉並区浜田山4-33-3-302号	
本籍(都道府県)	東京都	
最 終 学 歴	昭和38年3月 昭和47年7月	東京大学経済学部経済学科卒業 ハーバード大学大学院ビジネススクール卒業
主 な 職 歴	昭和38年4月 昭和45年3月 昭和53年4月 昭和55年10月 昭和57年11月 昭和60年6月 昭和62年6月 平成 元年6月 平成 3年11月 平成 5年6月 平成 6年6月 平成 7年6月 平成 9年4月 平成10年4月 平成12年4月 平成15年4月	富士製鐵株式会社入社 社名変更により新日本製鐵株式会社となる 大分製鐵所工程業務部成品工程課長 輸出第二部冷延鋼板輸出課長 販売管理部販売総括室長 経営企画部部長代理 販売総括部次長 自動車鋼板販売部長 販売総括部長 取締役(販売総括部長委嘱) 同 (営業総括部長委嘱) 同 (建材営業部門長委嘱) 常務取締役(建材営業部門長委嘱) 同 (薄板営業部門長委嘱) 代表取締役副社長 代表取締役社長
賞 罰	な し	

略 歴 書

フリガナ 氏 名	(氏) コ バ ヤ シ 小 林	(名) キ ヨ ノ リ 清 則
生 年 月 日	昭和 22 年 3 月 5 日	
現 住 所	千葉県流山市若葉台 58 番地 250	
本籍(都道府県)	千葉県	
最 終 学 歴	昭和 45 年 4 月	東京大学法学部卒業
主 な 職 歴	昭和 45 年 5 月 平成 11 年 4 月 平成 15 年 10 月	住友商事株式会社入社 同社鉄鋼業務部企画業務担当部長 同社法務部参事 (財)国際民商事法センター事務局次長
賞 罰	な し	

理事会：第 2 号議案 理事長及び事務局長互選の件

新任/再任	氏 名
新任	理事長候補 原 田 明 夫
新任	事務局長候補 小 林 清 則

理事会第 3 号議案 特別顧問推薦の件

新任/再任

氏 名

新任

特別顧問候補

岡 村 泰 孝

理事会：第4号議案 評議員推薦の件

新任/再任	氏 名	現 職
-------	-----	-----

新任(交代)	奥田 昌道	同志社大学大学院司法研究科(法科大学院)特別客員教授
--------	-------	----------------------------

注：新任候補の略歴書添付

略 歴 書

フリガナ 氏 名	(氏) オ ク ダ 奥 田	(名) マ サ ミ チ 昌 道
生 年 月 日	昭和 7 年 9 月 2 8 日	
現 住 所	京都府京都市上京区東三本木通丸太町上る南町 5 2 5 番地	
本籍(都道府県)	京都府	
最 終 学 歴	昭和 3 0 年 3 月	京都大学法学部卒業
主 な 職 歴	昭和 3 0 年 4 月 昭和 3 2 年 6 月 昭和 3 3 年 4 月 昭和 4 5 年 4 月 昭和 5 8 年 4 月 平成 4 年 4 月 平成 8 年 4 月 平成 1 0 年 4 月 平成 1 1 年 4 月 平成 1 4 年 1 0 月 平成 1 6 年 4 月 平成 1 6 年 1 2 月	京都大学法学部助手 京都大学法学部講師 京都大学法学部助教授(民法担当) 京都大学法学部教授(民法担当) 京都大学法学部長、京都大学大学院法学研究科長併任 (昭和 6 0 年 3 月まで) 京都大学大学院法学研究科教授に配置換(民事法担当)、 京都大学法学部兼担(民法担当)(平成 8 年 3 月まで) 学校法人享栄学園鈴鹿国際大学国際関係学部 国際関係学科教授(民法担当) 鈴鹿国際大学大学院国際学研究科長併任(平成 1 1 年 3 月まで) 最高裁判所判事(平成 1 4 年 9 月まで) 同志社大学法学部特別客員教授(平成 1 6 年 3 月まで) 同志社大学大学院司法研究科(法科大学院) 特別客員教授(現在に至る) 日本学士院会員
賞 罰	な し	

第5号議案 学術評議員推薦の件

新任/再任	氏 名	現 職
再任	射手矢好雄	弁護士
再任	中務嗣治郎	弁護士
新任	小木曾国隆	公証人
新任	小原 正敏	弁護士
新任	熊倉 禎男	弁護士

注：新任候補(3名)の略歴書添付

略 歴 書

フリガナ 氏 名	(氏) オ ギ ソ 小 木 曾	(名) ク ニ タ カ 国 隆
生 年 月 日	昭和18年11月13日	
現 住 所	東京都世田谷区用賀2-20-22-301	
本籍(都道府県)	神奈川県	
最 終 学 歴	昭和42年3月	東京大学法学部卒業
主 な 職 歴	昭和42年4月 昭和44年4月 平成8年4月 ～9年6月 平成14年4月 平成14年7月	司法研修所入所 東京地方検察庁検事任官 法務総合研究所総務企画部長 さいたま地方検察庁検事正退職 日本橋公証役場公証人任命
賞 罰	な し	

略 歴 書

フリガナ 氏 名	(氏) オ ハ ラ 小 原	(名) マ サ ト シ 正 敏
生 年 月 日	昭和26年4月25日	
現 住 所	吹田市五月が丘北17番8号	
本籍(都道府県)	京都府	
最 終 学 歴	昭和51年3月	早稲田大学法学部卒業
主 な 職 歴	昭和51年10月 昭和52年4月 昭和54年3月 昭和54年4月 昭和60年5月 昭和60年8月～ 昭和61年10月 昭和61年11月 昭和62年2月 平成12年4月 平成16年4月	司法試験合格 最高裁判所司法研修所司法修習所入所(第31期司法修習生) 同修了 大阪弁護士会登録 吉川綜合法律事務所(現きっかわ法律事務所)入所 米国イリノイ大学ロースクール修士課程修了 米国 Weil, Gotshal & Manges 法律事務所 (ニューヨーク市)勤務 吉川綜合法律事務所に復帰 米国ニューヨーク州弁護士登録 龍谷大学国際文化部非常勤講師(現在まで) 大阪弁護士会副会長(平成17年3月まで) 大阪市立大学法科大学院特任教授(現在まで)
賞 罰	な し	

略 歴 書

フリガナ 氏 名	(氏) ク マ ク ラ 熊 倉	(名) ヨ シ オ 禎 男
生 年 月 日	昭和15年1月19日	
現 住 所	埼玉県さいたま市北区宮原2-47	
本籍(都道府県)	埼玉県	
最 終 学 歴	昭和38年	東京大学法学部卒業
主 な 職 歴	昭和38年 昭和38年～42年 昭和44年 昭和51年 平成元年～4年 平成16年～ 現 在	司法試験合格 住友銀行勤務 弁護士登録と同時に中松特許法律事務所 (現中村合同特許法律事務所)に入所 ハーバード大学ロースクールLL.M(法学修士)取得 独協大学法学部講師(国際取引法) 慶応大学法科大学院客員教授 中村合同特許法律事務所代表パートナー 第二東京弁護士会、弁理士会、日本国際工業所有権保護 協会(AIPPI)副会長、日本商標協会常務理事、アジア 弁理士会、日本ローエイシア友好協会常任理事、 国際法協会日本支部常任理事、知的財産研究所 国際私法委員会委員、WIPO仲裁委員会、国際法学会会員、 工業所有権法学会会員、著作権法学会会員、 日米法学会会員
賞 罰	な し	

財団法人国際民商事法センター第十七回評議員会議事録

- 1 開催日時 平成17年5月23日(月)16時00分～17時00分
- 2 開催場所 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号
法曹会館「高砂の間」
- 3 出席者 評議員 35人(出席者名簿別添)
内訳 本人出席 7人
代理人出席 26人
(他の評議員を代理人とする者 24人)
(理事長の承認を得た者を代理人とする者 2人)
書面による表決 2人

4 付議事項

- 第1号議案 会長による理事委嘱承認の件
第2号議案 平成16年度事業報告、収支決算及び財産目録の件
第3号議案 平成17年度事業計画及び収支予算の件

5 議 事

寄附行為第26条第4項の規定により、評議員前田宏が理事長岡村泰孝から本日の評議員会の議長に指名され着席。

議事に先立ち会長宮原賢次から挨拶があった。

- (1) 第1号議案 会長による理事委嘱の件は、原案通り委嘱することについて全員一致をもって承認可決した。
- (2) 第2号議案 平成16年度事業報告、収支決算及び財産目録の件は、理事長からの諮問に対し、原案について異議なく、また助言すべき事項はない旨、理事長に答申することを全員一致をもって承認可決し、その旨答申した。
- (3) 第3号議案 平成17年度事業計画及び収支予算の件は、理事長からの諮問に対し、原案について異議なく、また助言すべき事項はない旨理事長に答申することを全員一致をもって承認可決し、その旨答申した。

最後に議長は寄附行為第27条の規定により、下記2名の出席評議員を議事録署名人に指名した。

- 1 竹下 守夫
- 2 本江 威意

以上をもって、本日の議事はすべて終了し、議長は議決事項を明らかにするため、議事録を作成し、議事録署名人とともに署名押印する。

平成17年5月23日

議長

前田 宏 

議事録署名人

竹下 守夫 

議事録署名人

本江 威意 

財団法人国際民商事法センター第17回評議員会出席者

評議員会社

(7月14日順、敬称略)

会 社 名	評 議 員			代 理 人 出 席 者	
	役 職	氏 名	出席・欠席	役 職	氏 名
伊藤忠商事(株)	会 長	丹羽 一郎	議長宛委任状		
川崎重工業(株)	社 長	田崎 雅元	議長宛委任状		
サントリー(株)	会長兼社長	佐治 信忠		法務部長	品治利典
三洋電機(株)	社 長	桑野 幸徳	議長宛委任状		
(株)商船三井	会 長	鈴木 邦雄	議長宛委任状		
住友化学(株)	相談役	香西 昭夫	議長宛委任状		
ソニー(株)	執行役副社長	真崎 晃郎	議長宛委任状		
大成建設(株)	相談役	山本 兵蔵	議長宛委任状		
(株)大和証券グループ本社	副会長	清田 瞭	議長宛委任状		
東京ガス(株)	社 長	市野 紀生	書面表決		
(株)日本航空	会 長	兼子 勲	議長宛委任状		
野村ホールディングス(株)	会 長	氏家 純一		法務部長	永井智亮
富士通(株)	会 長	秋草 直之	議長宛委任状		
丸紅(株)	会 長	辻 亨	議長宛委任状		
三井住友海上火災保険(株)	社 長	植村 裕之	議長宛委任状		
(株)三井住友銀行	名誉顧問	森川 敏雄	議長宛委任状		
三菱電機(株)	相談役	北岡 隆	議長宛委任状		

個人評議員

現 職	氏 名	出席・欠席
法務総合研究所国際協力部長	相澤 恵一	本人出席
明治大学法科大学院教授	青山 善充	議長宛委任状
法務総合研究所総務企画部長	五十嵐義治	本人出席
弁護士	石川 正	議長宛委任状
弁護士	小野 昌延	書面表決
弁護士	河内 悠紀	議長宛委任状
弁護士	河本 一郎	議長宛委任状
兵庫県立大学学長	熊谷 信昭	議長宛委任状
駿河台大学学長	竹下 守夫	本人出席
弁護士	土肥 孝治	議長宛委任状
弁護士	長島 安治	議長宛委任状
弁護士	中野貞一郎	議長宛委任状
弁護士	西 迪雄	本人出席
弁護士	野田 愛子	本人出席
公証人	本江 威憲	本人出席
弁護士	前田 宏	本人出席
弁護士	本林 徹	議長宛委任状
(財)地球環境戦略研究機関理事長	森寫 昭夫	議長宛委任状

財団法人国際民商事法センター第十七回評議員会資料

平成17年5月23日(月)

午後4時より

於：法曹会館 高砂の間(2階)

付議事項

- | | | |
|-------|-------------------------|---------------|
| 第1号議案 | 会長による理事委嘱承認の件 | [資料1] |
| 第2号議案 | 平成16年度事業報告、収支決算及び財産目録の件 | [資料2]..... 34 |
| 第3号議案 | 平成17年度事業計画及び収支予算の件 | [資料3]..... 55 |

注1：第2号及び第3号議案は、寄附行為第26条第6項にもとづき、理事長から評議員会への諮問に応じ、評議員会として必要な事項を審議し助言を行うものです。

注2：「第2号議案平成16年度事業報告、収支決算及び財産目録の件」については、平成17年4月19日に監事による監査が完了し、適正である旨報告を受けております。

(第1号議案は理事会[資料1]と同じにつき添付省略)

平成16年度事業報告書

(平成16年4月1日～平成17年3月31日)

1 役員会の開催

(1)第十七回理事会

第十七回理事会を以下の通り開催した。

日 時： 平成16年5月24日 16:00～17:00

場 所： 法曹会館 高砂の間

出席者： 理事37名

(本人出席10名、代理人出席26名、書面による表決権行使者1名)

理事長岡村泰孝が議長として議事を進め、以下の議案についてそれぞれ承認可決した。

議案：第一号議案 任期満了に伴う理事及び監事推薦の件

第二号議案 会長、理事長及び事務局長互選の件

第三号議案 任期満了に伴う特別顧問推薦の件

第四号議案 任期満了に伴う評議員推薦の件

第五号議案 任期満了に伴う学術評議員推薦の件

第六号議案 平成15年度事業報告、収支決算及び財産目録の件

第七号議案 平成16年度事業計画及び収支予算の件

議事録署名人として、以下の理事2名が指名された。

1 小杉 丈夫

2 鶴田 六郎

(2)第十五回評議員会

第十五回評議員会を以下の通り開催した。

日 時： 平成16年5月24日 16:00～17:00

場 所： 法曹会館 高砂の間

出席者： 評議員36名

(本人出席5名、代理人出席30名、書面による表決権行使者1名)

理事長岡村泰孝から評議員前田宏が議長に指名され、第一号議案について承認可決し、第二号及び第三号の議案について、理事長からの諮問に対し、異議なく、また助言すべき事項はない旨、理事長に答申することを承認可決し、その旨答申した。

- 議案：第一号議案 会長による理事及び監事委嘱承認の件
第二号議案 平成15年度事業報告、収支決算及び財産目録の件
第三号議案 平成16年度事業計画及び収支予算の件

議事録署名人として、以下の評議員2名が指名された。

- 1 五十嵐義治
- 2 本江 威憲

今回推薦された役員・特別顧問及び学術評議員に対し、会長宮原賢次は平成15年5月24日付でそれぞれの役職を委嘱した。

(3)第十八回理事会(書面による議決)

平成16年10月19日、理事長岡村泰孝は第十八回理事会を招集し、下記の議案について書面による賛否を求め、理事会の会議に代えることとし、10月19日、各議案とも過半数の賛成の回答を得て原案通り承認可決した。

議案：第一号議案 理事推薦の件

- 候補者 大塚清明氏 法務総合研究所長
水谷克己氏 東京電力株式会社常務取締役
森下洋一氏 松下電器産業株式会社会長

第二号議案 評議員推薦の件

- 候補者 相澤恵一氏 法務総合研究所国際協力部長

第三号議案 学術評議員推薦の件

- 候補者 佐分利夫氏 名古屋大学大学院法学研究科長
中川英彦氏 京都大学法学部教授
松下満雄氏 成蹊大学法学部教授
松島 洋氏 弁護士(第一東京弁護士会所属)

議事録署名人として、以下の理事2名が指名された。

- 1 加藤 晴明
- 2 小杉 丈夫

(4)第十六回評議員会(書面による議決)

平成16年11月8日、理事長岡村泰孝は第十六回評議員会を招集し、下記議案について評議員会の承認を求め、本評議員会の議長に前田宏評議員を指名した。前田宏議長は下記議案について書面による賛否を求め、評議員会の会議に代えることとし、平成16年11月24日、過半数の賛成の回答を得て原案通り承認可決した。

議案： 大塚清明法務総合研究所長、水谷克己東京電力株式会社常務取締役及び森下洋一松下電器産業株式会社会長に対する理事委嘱承認の件

議事録署名人として、以下の評議員2名が指名された。

- 1 五十嵐義治
- 2 河内 悠紀

2 法整備支援受託事業

(1)ベトナム法整備支援研修（ベトナム研修）

第23回ベトナム研修

期 間： 平成17年1月24日～2月4日（2週間）

場 所： JICA 東京国際センター及び法務総合研究所(東京)

研修内容：ベトナムの法曹養成機関の強化支援のため、法曹養成関係者の研修を実施。

①これまでのベトナムの法曹養成は、裁判官、検察官、弁護士それぞれの職務に特化した別々の教育制度をとっており、統一的な法曹養成教育が行われず、また教官自体も市場経済体制に適合した法知識、法実務に欠けていたが、平成16年2月には国家司法学院が設立され、日本の司法研修所を参考とした統一的研修がスタートすることとなった。(後述ベトナム法制度整備(2)参照)

②本研修は日本の法曹養成、特に最高裁司法研修所における司法研修生の教育方法、カリキュラム、教材等を紹介し、ベトナム法曹養成関係者の質的向上を計るものである。(法曹養成機関に対する支援を目標としたベトナム本邦研修は今回で第3回目となる。)

研 修 員：9名

グエン・バン・ヒュエン	司法省国家司法学院副校長
グエン・タイン・チー	司法省国家司法学院研修部部长
ファン・チー・ヒュウ	司法省国家司法学院裁判官研修部次長
グエン・バン・デェップ	司法省国家司法学院検察官研修部部长
ファム・ニュー・フン	司法省国家司法学院教官
チャン・ミン・ティエン	司法省国家司法学院教官
レ・ティ・トゥイ・ガー	司法省国家司法学院教官
グエン・ティエン・ユン	最高人民検察院人事部教育課長
グエン・フィ・ティエップ	ハノイ弁護士会副会長

第24回ベトナム研修

期 間： 平成17年2月21日～3月4日（2週間）

場 所： JICA 東京国際センター及び法務総合研究所(東京)

研修内容：ベトナム民法改正草案の作成は最終段階を迎えており、今回研修ではベトナム司法省が平成16年11月に国民会議に提出した草案を対象として、同国民会議における主要な論点について日越双方の関係者による討論が行われた。

研 修 員：12名

ディン・チュン・トゥン	司法省民商事法局局长
ド・ズイ・トゥオン	祖国戦線中央委員会副委員長
ファン・チュン・リ	国会法務委員会副委員長
グエン・トゥイ・ヒエン	司法省担保取引登録局長
チャン・ヴァン・チュン	最高検察院検察理論研究所副所長
ディン・ズン・シ	国会事務局立法局副局長
ホア・フー・ロン	司法省国際法局副局長
ヴォ・ティ・タイン	司法省民商事法局上席専門官
ホアン・ティ・タイン	最高裁判所裁判理論研究所調査官
ブイ・ヴァン・シ	科学技術省法務部専門官
ファン・ティ・フオン・ラン	ベトナム法律家協会専門官
グエン・フー・フエン	司法省国際協力局専門官

当年度は上記2本の本邦研修の他「判決標準化及び判例整備スタッフ研修」が計画されていたが、これはベトナム側事情により実施が見送られ、現地短期セミナーによりカバーされた。

(2)ベトナム法制度整備

国際協力機構とベトナム司法省のベトナム法整備支援新3ヶ年契約（フェーズ3）は平成15年7月からスタートしている。

フェーズ3の主要内容

①民法を中心とした民商事法分野の立法の支援

- イ 民法改正最終法案
- ロ 知的財産権関連法規
- ハ 民事訴訟法、倒産法
- ニ その他民法関連法令（不動産登記法、国家賠償法、判決執行法案）

当年度は上記イについては従来の民法改正共同研究会（委員長 森嶋昭夫地球環境戦略研究機関理事長、委員 8 人）を継続、上記ロについては民法改正共同研究会の中に知的財産小委員会が新たに設けられ、上記ハについては民訴法共同研究会（委員長 吉村徳重九州大学名誉教授、委員 3 人）が継続されている。

また、日本側の研究会の協力のもとに、長期派遣専門家や短期専門家派遣により現地セミナーやワークショップが適宜実施された。

②法曹強化のための支援

- イ 既存法曹養成機関の研修プログラム、教材等の改善
- ロ 判決様式の標準化、判例情報の整備
- ハ ハノイ大学法学部の日本法教育

上記イについて法曹養成共同研究会（委員長 下田文男司法研修所教官、委員 4 人）及びロについて判決標準化共同研究会（委員長 井関正裕弁護士、委員 3 人）が昨年度からスタートし、継続している。

当財団は本プロジェクトの運営会議や、各研修会、ワーキンググループ等の事務局業務を担当している。

(3)カンボジア民法・民事訴訟法起草支援研修(カンボジア研修)

カンボジア法制度整備研修

期 間： 平成 17 年 1 月 31 日～2 月 18 日（3 週間）

場 所： JICA 東京国際センター及び法務総合研究所(東京)

研修内容： カンボジア民法及び民事訴訟法案は平成 15 年度に一応完成し、現在カンボジア閣僚評議員会に提出され審議中である。日本側は法案成立まで引き続き協力を続けており、土地法をめぐる調整のための民法草案の一部修正の他、民法経過規定、人事訴訟法草案等付属法令について今回本邦にて集中研修を行った。

研 修 員： 8 名

ヒー・ソピア	司法省次官
チャン・ソテアヴィ	司法省次官補
モン・モニチャリヤー	最高裁判所判事
ユー・オッタラ	最高裁判所判事
ユー・ブンレン	控訴裁判所判事
スン・パニャヴット	司法省検察局長
チュオン・ティッ	司法省司法調査官
ベン・ピッサリー	司法省国際協力部次長

上記の他当年度は「法曹養成教官研修」が計画されていたが、カンボジア側事情により実施見送りとなった。

(4)カンボジア法制度整備

平成15年3月に民法・民訴法案の引渡後も支援事業は必要に応じ継続してきたが、カンボジア政府内の混乱もあり、同国に対する法整備支援契約フェーズ2(3ヶ年契約)は平成16年4月に締結された。

フェーズ2 主要支援内容

民法・民訴法の立法成立までの支援継続

- ①民法、同施行法令及び附属法令(供託法、戸籍法等)及び②民訴法、同施行法令及び付属法令(執行官法、人事訴訟法等)の法案審議・立法化のための指導協力

法曹養成機関に対する支援も求められていたが、カンボジア側体制の整うまで見送りとした。当年度内に具体的検討が行われ平成17年度に本格的にスタートする。

上記①、②について民法作業部会(委員長森島昭夫地球環境戦略研究機関理事長)及び民訴法作業部会(委員長竹下守夫駿河台大学学長)の両部会は継続していただいている。また、法曹養成については大阪において支援部会が設立されることとなる見込み。

当財団はベトナムと同様本事業の事務局業務を担当している。

(5)ウズベキスタン法整備支援研修(ウズベキスタン研修)

第3回ウズベキスタン法整備支援研修

期 間：平成16年10月1日～10月29日(約4週間)

場 所：法務総合研究所国際協力部(大阪)、法務総合研究所(東京)、名古屋大学

研修内容：ウズベキスタン共和国の市場経済移行に伴う法制度整備のための国別特設研修は平成14年にスタートし、5ヶ年間実施する計画にあり、当年度はその第3回研修となる。当年度は同国で2003年4月に改正された新破産法に関連し、倒産制度に関する運用上の諸問題や実務について研修を行うとともに、最高裁判所、大阪地方裁判所訪問や債権者集会の見学等も実施した。

研 修 員：12名

サイドフ・シュフラト・ザファロヴィッチ	最高経済裁判所判事
ロバエワ・ナタリヤ・ヴァシリエナ	最高経済裁判所上席法律顧問
ママディヤロフ・シュフラトジョン・ブタヤロヴィッチ	ジザク州経済裁判所副所長
アフメドワ・グルチェフラ・アディロヴァ	ナマンガン州経済裁判所副所長
ヌマノワ・サフィエルスタモヴァ	シルダリア州経済裁判所判事
ブラトフ・バイディル・ウトゥクロヴィッチ	企業倒産委員会企業破産清算部長
ウマロフ・ザキル・サビルジャノヴィッチ	企業倒産委員会上席法務官
コディロフ・アヴァズベク・アジモヴィッチ	最高検察庁経済部副部長

ママトフ・ショディ・スユノヴィチ	司法省法人国家登録局長
シェルマトフ・ウルグベク・ウバイドゥラエヴィッチ	司法省経済法立法部上席法務官
ボロトフ・ミロディルジョン・ホムジョノヴィッチ	タシケント法科大学主任講師
アブドゥラフマノフ・イスカンドル	第一級裁判所管理人(管財人)

なお、本研修期間中に法務総合研究所は下記3名を1週間日本に招聘し、同国の法制度に関する情報を入手し、今後の日本側の対応等について会議をもった。

アジモフ・ムラット・カリモヴィッチ	最高経済裁判所副長官
オタハノフ・フォジルジョン・カイダロヴィッチ	共和国商工会議所副会頭(元タシケント市経済裁判所所長)
アフメドフ・ダブロンベック・ユルスナリエヴィッチ	最高経済裁判所国際部長

(6) 国際民商事法研修

平成16年度の研修は、カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムの4ヶ国からの計10名に、日本人研修員5名が加わり、合計15名により以下の通り実施された。

2004年度国際民商事法研修

期 間： 平成17年1月31日～3月4日（5週間）

場 所： 法務総合研究所国際協力部(大阪)及び法務総合研究所(東京)

研修内容：主要課題「海外投資を取り巻く法的枠組み及び海外投資契約」

発展途上国では外資の導入が不可欠であり、これに伴う自国の関連法制度の整備の必要性が一段と高まっている。今回の研修ではWTOの「貿易に関連する投資措置に関する協定(TRIM 協定)」の諸条件の他国際的取り決めの内容について理解を深め、この観点から海外投資受入れに関する国内法制、紛争解決、投資契約等について研修を行った。

研修員は松下電器産業を訪問し、同社の海外投資について具体的な話を聞かせてもらい、また、金沢での石川国際民商事法センター主催(当財団、法総研後援)のシンポジウムにも参加した。

研 修 員：15名

(カンボジア)

マオ・クイ・リム

司法省国際局法律専門官

シム・ソケン

商業省次官補佐官

(ラオス)

センシリニャー・ジョー・ブアンベット

最高人民裁判所家庭部法律専門官

ブートン・サイヤセン

計画投資委員会投資促進管理局法務課員

インタバンヤー・キアオウォン・パチャン

司法省立法局行政法・国際法課長

(ミャンマー)	
キン・ティダ・ジョー	最高裁判所統計局次長
キン・ニョー	マグウェイ大学法学部教授
(ベトナム)	
レ・スアン・ホン	司法省民事判決執行局法律専門官
ルー・ビン・ニョン	ハノイ法科大学経済法学部副学部長
チュ・トゥ・ヒエン	司法省民事経済法局法務専門官
(日本)	
倉田 洋介	日本電気株式会社法務部
作間 智穂	三井物産株式会社法務部法務第四室
藤本 豪	アンダーソン・毛利・友常法律事務所、弁護士
渡部 洋子	福岡地方検察庁検事
坂田 大吾	法務省民事局付

(7) 日本・インドネシア司法制度比較研究セミナー(インドネシア研修)

平成16年度第1回(公正かつ効率的な民事紛争解決制度の運営)

期 間:平成16年6月2日～7月2日(4週間半)

場 所:法務総合研究所国際協力部(大阪)、法務総合研究所国際連合研修協力部(東京)

研修内容:インドネシア司法関係者に対する本邦研修は平成14年度からスタートし、諸法律やその運用制度全般について日本との比較を軸にセミナーを実施してきた。2年間の実施内容をもとに、インドネシアにおいて今後改善が最も望まれている分野として「公正かつ効率的な民事紛争解決制度の運営」を基調テーマとして、当年度から3ヶ年計画でセミナーを行い民事紛争解決制度の効率化を向けて具体的提言を行うことを目標としている。当年度はその第一年度として、日本の司法制度の基盤の講義に加え、上訴制度、和解・調停制度、仲裁制度、裁判所書記官制度等についてその歴史や現状またそれぞれの実務を研修し、現場の見学も行った。

研修員:12名

サレ・カイクディン	最高裁判所判事
ハビブラーマン	最高裁判所判事
ムハンマド・アルシャド・サヌシ	ケンダリ高等裁判所判事
ボンボガン・シラバン	シビノン地方裁判所判事
ブジアストゥティ・ハンダヤニ	ベカシ地方裁判所判事
ブディマン・シジャバット	西ジャカルタ裁判所書記官
モハンマド・ファフルディン	法務人権省立法局政治・安全保障調整部長
ポチュット・エリザ	法務人権省立法局法律起草人材養成課長
ハルニアティ	法務人権省法律行政局国際法制部海洋法課長

ヴィアトル・ハルレン・シナガ
ムハンマド・ハキム・ルットフィ
トゥリスナ・ヤンダ・ルビス

IKADIN 弁護士会組織運営コーディネーター
IPHI 弁護士会所属弁護士
AAI 弁護士会所属ルビス法律事務所弁護士

(8) その他諸国(ラオス等)法制度整備

ラオス法整備支援研修は国際協力機構から名古屋大学及び法務総合研究所が直接受託を受けて実施されており、当年度は第10回(研修員10名、平成16年9月27日～10月15日)及び第11回(研修員12名、平成16年10月25日～11月19日)が行われた。

当財団はこの研修には直接関与せず、研修員と財団関係者の交流の場を設け、相互に情報交換を行った。なお、当年度からラオス法整備支援に関連する国内会議の事務局業務を国際協力機構から業務委託を受けたが、上記研修以外の法整備支援事業に特に進展がなく、平成17年度以降に具体化する見込み。

また、ウズベキスタンについても二国間法制度支援事業の検討が進み、破産法のコメントール作成について平成17年度からスタートする予定。

(9) 中国企業関連法制度整備

国際協力機構は日本企業の中国での活動に密接な関係のある外資関連法、会社法等について現地セミナー、共同研究、本邦研修等を計画し、一部は実施の方向にある。当財団として本事業に協力する予定であったが、当年度は特に具体的に関与する余地なく、見送りとなった。

3 その他法整備支援事業

(1) 日韓パートナーシップ研修

第6回日韓パートナーシップ研修

メインテーマ 不動産登記制度・商業登記制度及びこれに関連する不動産執行制度をめぐる実務上の諸問題

韓国大法院及び日本法務省の不動産及び商業登記制度関係者によるパートナーシップ研修は当年度第6回を迎え、個別テーマについてより内容の深い研究が行われ、この研究の成果は両国関係機関にとり極めて貴重な資料となっている。当財団は本研修の日本側共催者として旅費、会議費他の費用支援を行い、研修員と財団他関係者の交流の場を設ける等の協力を行っている。

韓国セッション 平成16年6月15日～6月22日ソウル

日本チーム5名が訪韓、韓国チーム5名と共に大法院施設において研修、帰国後6月24日帰国報告会を実施。

日本セッション 平成16年10月20日～10月26日東京

韓国チーム5名が来日、日本チーム5名と共に法務総合研究所(東京)浦安センター等において研修、10月26日総括発表として韓国研修員による発表会開催。

(2) 中国民法典制定への協力

中国社会科学院法学研究所は中国民法典編纂に関係する一組織として、日本の民法典を研究参考にしたい意向があり、日本の民法学者に協力を求めている。

従来から社会科学院と親交のある森脇昭夫名古屋大学名誉教授を中心とする民法学者有志(日中比較民法研究会メンバー)が、共同研究という形でこれに参画しており、平成15年度第1回のシンポジウムが北京で開催され当財団は日本側メンバーの参加費用について支援を行った。

当年度は第2回シンポジウムが平成17年1月東京で開催され、財団会員に参加を案内するとともに、会議費等について一部支援した。

第2回日中民法共同シンポジウム(東京)

日時： 平成17年1月27日10:00～18:30、28日9:30～16:00

場所： 学士会館本館(千代田区神田錦町)

テーマ： 社会主義市場経済と財産法<中国物権法草案を中心として>

講師、コメンテーター

中国側	王家福	中国社会科学院法学研究所教授
	孫憲忠	同上 教授
	張広興	同上 教授
	千 敏	同上 副教授
日本側	森脇昭夫	(財)地球環境戦略研究機関理事長
	浦川道太郎	早稲田大学教授
	新美育文	明治大学教授
	山本 豊	京都大学教授
	岡 孝	学習院大学教授
(事務局)	畑中久彌	東亜大学助教授

(3) その他諸国関係

国際協力機構のODA案件とは別に新たに発生する法整備支援事業に初期段階から対応するため予算措置を講じていたが当年度は該当案件がなかった。

4 シンポジウム等運営事業

(1) 日中民商事法セミナー

当年度は第9回日中民商事法セミナーを北京において開催した。

第9回日中民商事法セミナー（北京）

日 時：平成16年9月17日 9:00～18:00

場 所：西苑飯店(北京海淀区)

主 催：日本側 当財団、法務総合研究所

中国側 國務院国家・発展改革委員会

総合司会：任璇国家発展改革委員会法規司司長

開会挨拶：国家発展改革委員会副主任 張曉強

財団法人国際民商事法センター会長 宮原賢次

講演Ⅰ：

演題 内需拡大とインフレーション抑制の法的コントロール

(日本の1970年代の物価高騰に対する法規制の実態及びその後の状況)

講師 成蹊大学教授 松下満雄

コメンテーター 北京大学法学院教授 王守淦

中国人民大学法学院教授 刘文華

講演Ⅱ：

演題 日本の公共調達制度及び公共調達をめぐる違法行為の抑止策について

講師 桐蔭横浜大学大学院特任教授 郷原信郎

補足説明 京都産業大学講師 楠茂樹

コメンテーター 全人代財經委經濟法室主任 朱少平

講演Ⅲ：

演題 日本におけるWTO政府調達協定上の諸問題

(加入時のコミットメントの内容、加入後の国内関連法の整備、執行上の問題点、効果)

講師 西村ときわ法律事務所弁護士 米谷三以

コメンテーター 財政部国庫司政府購買処長 王紹双

中国購買及び請負入札ネットワーク社総裁 朱建元

総括スピーチ：

財団法人国際民商事法センター理事・松尾綜合法律事務所弁護士 小杉丈夫

閉会挨拶：法務総合研究所国際協力部長 田内正宏

国家発展改革委員会法規司司長 任 璇

(2)国際民商事法講演会

日中知的財産権法講演会

日中両国の知財法について精通されている魏啓学弁護士・弁理士には平成16年3月大阪にて開催したシンポジウム「アジア諸国における知的財産権の行使(エンフォースメント)の現状と課題」に中国から講師・パネリストとして参加いただき、更に法務総合研究所の招聘により平成16年10月～12月約80日間日本に滞在し、日中の知財法の比較問題点について調査研究を行われた。このまとめとして次のとおり東京、大阪において講演会を開催した。

日時：東京 平成16年12月8日 13:30～16:50

大阪 平成16年12月10日 13:30～16:50

場所：東京 法曹会館富士の間

大阪 中之島合同庁舎2階国際会議室

主催：法務総合研究所、当財団

講演 「日中知的財産法制度の比較と展望」

魏啓学 中国全社法律事務所長 弁護士・弁理士

コメンテーター (東京)熊倉禎男 中村合同法律事務所弁護士・弁理士

(大阪)川瀬幹夫 三協国際特許事務所弁理士

(3)アジア・太平洋諸国法制度ミニシンポジウム

平成16年度から2年間の予定で開始した国際会社法研究会では当年度末にその中間段階のまとめとしてミニ国際シンポジウムを予定したが、これを中止し調査研究への取組みを優先することとした。

(4) 他団体との共催事業

法整備支援連絡会への協力、石川国際民商事法センター主催による金沢シンポジウムへの後援、参加等。

5 調査研究事業

(1)アジア・太平洋諸国法制度調査

平成14～15年度の知的財産権研究会はほぼ所期の目的を果たし終了し、平成16～17年度の調査研究事業として国際会社法研究会を立ち上げた。アジアにおける国境を越えた合併や買収等国際企業結合について会社法及び国際私法の両面から研究を行い、対象国についての実情や問題点をクリアすることを目的とし、研究成果を将来の法整備支援研修等に活用する。

名 称	国際会社法研究会(大阪)
主 催	法務総合研究所、当財団
後 援	JETRO
期 間	平成16年4月～平成18年3月(2年プロジェクト)
研究対象国	中国、シンガポール、タイ、フィリピン
座 長	龍田 節 弁護士、京大名誉教授
研 究 員	池田裕彦 弁護士、大江橋法律事務所 河村義浩 松下電器産業株式会社法務本部 櫻田嘉章 京都大学教授 前田雅弘 京都大学教授 片木晴彦 広島大学教授 佐野 寛 岡山大学教授 中東正文 名古屋大学教授 伊藤靖史 同志社大学助教授 小柿徳武 大阪私立大学助教授
事 務 局	法務総合研究所国際協力部 当財団事務局

(2)海外現地調査

最近のカンボジア司法省の体制を視察し、今後の取組について意見交換を行うため法務総合研究所の調査ミッションに当財団からも小林清則事務局次長が参加した。(平成17年3月)

(3)資料収集配布等

アジア・太平洋諸国知的財産権研究会及びシンポジウムの成果出版物については発行が遅れており、平成17年度にずれ込むこととなり、次期予算にて改めて計上する。

6 広報事業

(1)機関誌「ICCLC」発行

- 第19号 平成16年7月発行
平成15年度事業報告、平成16年度事業計画
アジア諸国知的財産権シンポジウム
- 第20号 平成16年11月発行
第9回日中民商事法セミナー特集

第21号 平成17年3月発行
故伊藤正様追悼特集
日中知的財産権講演会

(2)"ICCLC NEWS LETTER"発行

第21号 平成16年8月発行
ベトナム・カンボジア JICA 長期派遣専門家帰国報告

第22号 平成17年1月発行
法整備支援活動の課題及び展望についての論考

(3)パンフレット作成・ホームページの内容修正

当財団パンフレットの改訂版を作成し、ホームページの内容修正を行った。

収 支 計 算 書

平成16年4月1日から平成17年3月31日まで

財団法人 国際民商事法センター

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	差異
I 収入の部			
1基本財産運用収入	100,000	13,225	86,775
2会費収入	36,000,000	33,800,000	2,200,000
3法整備支援受託事業収入	69,600,000	56,483,618	13,116,382
4雑収入	0	2,785	-2,785
当期収入合計(A)	105,700,000	90,299,628	15,400,372
前期繰越収支差額	29,046,000	29,045,742	258
収入合計(B)	134,746,000	119,345,370	15,400,630
II 支出の部			
1事業費			
法整備支援受託事業費	73,400,000	58,038,469	15,361,531
その他法整備支援事業費	3,500,000	1,728,166	1,771,834
シンポジウム等運営事業費	11,700,000	7,275,516	4,424,484
調査研究事業費	5,600,000	2,056,512	3,543,488
広報事業費	2,800,000	1,606,274	1,193,726
事業費計	97,000,000	70,704,937	26,295,063
2管理費			
会議費	1,000,000	616,859	383,141
事務管理費	5,900,000	3,863,535	2,036,465
賃借料	6,100,000	6,009,696	90,304
人件費	5,000,000	4,446,287	553,713
管理費計	18,000,000	14,936,377	3,063,623
3固定資産関係費	600,000	244,800	355,200
4予備費	1,000,000	0	1,000,000
当期支出合計(C)	116,600,000	85,886,114	30,713,886
当期収支差額(A)-(C)	△10,900,000	4,413,514	-15,313,514
次期繰越収支差額(B)-(C)	18,146,000	33,459,256	-15,313,256

正味財産増減計算書

平成16年4月1日から平成17年3月31日まで

財団法人 国際民商事法センター
(単位:円)

科 目	金 額		
I 増加原因の部			
1基本財産運用収入		13,225	
2会費収入		33,800,000	
3法整備支援受託事業収入		56,483,618	
4雑収入			
受取利息	2,785		
		2,785	
合 計			90,299,628
II 減少原因の部			
1事業費			
法整備支援受託事業費	58,038,469		
その他法整備支援事業費	1,728,166		
シンポジウム等運営事業費	7,275,516		
調査研究事業費	2,056,512		
広報事業費	1,606,274		
		70,704,937	
2管理費			
会議費	616,859		
事務管理費	3,863,535		
賃借料	6,009,696		
人件費	4,446,287		
		14,936,377	
3減価償却額			
建物付属設備減価償却額	72,645		
器具備品減価償却額	428,290		
		500,935	
合 計			86,142,249
当期正味財産増加額			4,157,379
前期繰越正味財産額			84,640,039
期末正味財産合計額			88,797,418

注:税法基準に基づき、定率法にて減価償却を実施しております。

但し、平成15年度から新たに取得した100千円超200千円以下の償却資産については、
固定資産の減価償却の特例(税法)により、3ヶ年間の定額償却としております。

貸 借 対 照 表
平成17年3月31日現在

財団法人 国際民商事法センター
(単位:円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1 流動資産			
(1)現金	85,173		
(2)銀行預金	20,491,315		
(3)有価証券	10,284,860		
(4)仮払金	99,050		
(5)未収金	3,406,541		
流動資産合計		34,366,939	
2 固定資産			
基本財産			
定期預金	42,500,000		
投資有価証券	7,500,000		
基本財産合計	50,000,000		
その他の固定資産			
(1)建物付属設備	944,005		
減価償却累計額	△505,055		
(2)器具備品	3,968,706		
減価償却累計額	△2,857,886		
(3)電話加入権	301,392		
(4)差入保証金	3,487,000		
その他の固定資産合計	5,338,162		
固定資産合計		55,338,162	
資産合計			89,705,101
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	907,683		
流動負債合計		907,683	
2 固定負債			
固定負債合計		0	
負債合計			907,683
III 正味財産の部			
正味財産			88,797,418
(うち基本金)			(50,000,000)
(うち当期正味財産増加額)			(4,157,379)
負債及び正味財産合計			89,705,101

財 産 目 録

平成17年3月31日現在

財団法人 国際民商事法センター
(単位:円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金			
現金 現金手許有高	85,173		
普通預金 東京三菱銀行 虎ノ門支店	19,322,152		
みずほ銀行 丸の内中央支店	131,363		
三井住友銀行 日比谷通支店	88,309		
みずほ銀行 新橋支店	84,596		
三井住友銀行 東京公務部	70,998		
UFJ銀行 東京営業部	89,846		
住友信託銀行 東京営業部	704,051		
有価証券中国ファンド大和証券	168,181		
有価証券MMF大和証券	10,115,264		
有価証券FFF大和証券	1,415		
未収受託事業収入 国際協力機構	3,406,541		
仮払金 国際民商事法研修仮払金等	99,050		
流動資産合計		34,366,939	
2 固定資産			
(1)基本財産			
定期預金 東京三菱銀行 虎ノ門支店	10,000,000		
みずほ銀行 丸の内中央支店	10,000,000		
三井住友銀行 日比谷通支店	7,500,000		
UFJ銀行 東京営業部	7,500,000		
住友信託銀行 東京営業部	7,500,000		
有価証券中国ファンド大和証券	7,500,000		
基本財産合計	50,000,000		
(2)その他の固定資産			
建物付属設備	944,005		
減価償却累計額	△505,055		
器具備品	3,968,706		
減価償却累計額	△2,857,886		
電話加入権	301,392		
差入保証金	3,487,000		
その他の固定資産合計	5,338,162		
固定資産合計		55,338,162	
資産合計			89,705,101
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金 人件費・委託費等	907,683		
流動負債合計		907,683	
2 固定負債			
固定負債合計		0	
負債合計			907,683
正味財産			88,797,418

収支計算書内訳(参考)

予算:平成16年度予算 決算:平成16年度決算

(単位:千円)

I 収入の部			
1基本財産運用収入	(予算)50,000×0.2%(定期預金)=100 (決算)50,000×0.03%(定期預金)=13		
2会費収入 (年会費1口200千円)	予 算		決 算
	理事・評議員会社	20,000(46社、100口)	18,800(43社、94口)
	一般会社	16,000(75社、80口)	15,000(70社、75口)
	計	36,000(121社、180口)	33,800(113社、169口)
3法整備支援受託事業収入	予 算		決 算
	ベトナム研修	6,000	4,848
	ベトナム法制度整備	13,400	11,203
	カンボジア研修	6,200	4,837
	カンボジア法制度整備	27,000	27,144
	ウズベキスタン研修	2,000	2,605
	国際民商事法研修	4,600	3,960
	インドネシア研修	2,900	1,821
	その他諸国(ラオス等)法制度整備	1,900	65
	中国企業関連法制度整備	5,600	0
	法整備支援戦略研究会	0	0
	計	69,600	56,483
4雑収入	予 算		決 算
	普通財産運用収入	0	3
	計	0	3
II 支出の部			
1事業費 法整備支援受託事業費	予 算		決 算
	ベトナム研修	6,000	4,352
	ベトナム法制度整備	15,200	13,620
	カンボジア研修	6,200	4,276
	カンボジア法制度整備	27,500	27,110
	ウズベキスタン研修	2,000	2,360
	国際民商事法研修	5,200	4,975
	インドネシア研修	2,900	1,179
	その他諸国(ラオス等)法制度整備	2,800	166
	中国企業関連法制度整備	5,600	0
	法整備支援戦略研究会	0	0
	計	73,400	58,038
その他法整備支援事業費	日韓パートナーシップ研修	1,500	1,343
	中国民法典制定への協力	1,500	287
	その他諸国関係	500	97
	計	3,500	1,727
シンポジウム等運営事業費	日中民商事法セミナー	6,700	5,970
	国際民商事法講演会	2,000	393
	アジア太平洋諸国法制度シンポジウム	2,000	0
	他団体との共催事業	1,000	913
	計	11,700	7,276
調査研究事業費	アジア太平洋諸国法制度調査研究	3,000	1,584
	海外現地調査	1,000	472
	資料収集配布等	1,600	0
	計	5,600	2,056
広報事業費	機関誌、NEWS LETTER発行	1,300	1,074
	ホームページ経常費用/メンテナンス/パンフレット更新	1,100	350
	郵送費	400	182
	計	2,800	1,606

		予 算	決 算
2管理費 会議費	理事会、評議員会他役員会	700	235
	その他会議、会合費	300	383
	計	1,000	618
事務管理費	旅費交通費	2,000	1,280
	通信運搬費	800	629
	備品消耗品費	700	250
	水道光熱費	230	183
	OA機器リース料	470	602
	租税公課	700	426
	その他諸経費	1,000	492
	計	5,900	3,862
事務所賃借料	家賃	4,500	4,507
	共益費	1,600	1,502
	計	6,100	6,009
人件費(業務委託料)	事務職一人及び大阪事務所協力員一人	5,000	4,446
		5,000	4,446
3固定資産関係費	パソコン	600	245
	計	600	245

監 査 報 告 書

財団法人国際民商事法センター
理事長 岡村 泰孝 殿

平成17年4月19日

財団法人国際民商事法センター

監事 木村 榮作



同 川原 卓郎



私たちは、平成16年4月1日から平成17年3月31日までの第9期会計年度における会計及び業務の監査を行い、次のとおり報告する。

1 監査の方法の概要

- (1) 理事より財産の状況について報告を聴取し、帳簿並びに関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続を用いて計算書類の正確性を検討した。
- (2) 理事会及びその他の会議に出席し、理事から業務状況について報告を聴取し、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続を用いて業務執行の妥当性を検討した。

2 監査意見

- (1) 収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計帳簿の記載金額と一致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示していると認める。
- (2) 事業報告書の内容は真実であると認める。
- (3) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実はないと認める。

以 上

平成17年度事業計画書

(平成17年4月1日～平成18年3月31日)

1 法整備支援受託事業

国際協力機構は、海外技術協力無償援助の一環として、アジア諸国の法制度の法整備支援のため、各国より立法担当者や政府関係者を招致し、日本の法制度やその運用システムの研修を実施している他、現地へ専門家を派遣したり、法律草案作成への協力等の支援プロジェクトを拡大している。

当財団は、この国際協力機構の主催する民商事分野の支援事業を受託し、法務総合研究所他関係先と協力し実施している。

国際協力機構からの受託事業収入は平成8年度11百万円から年々増加し、平成14年には83百万円に達したが、平成15年度・平成16年度はカンボジアの民法、民事訴訟法草案作成がほぼ完了し一段落したこと、ベトナム研修等一般研修の縮小等により受託総額は減少した。平成17年度にはウズベキスタン倒産法注釈書作成支援プロジェクトなど新たな事業が加わる予定で規模は拡大の見込み。

この受託事業については、事業内容の一層の充実を計り成果を上げるため、当財団としても独自に人的、資金的支援を加えている。

国際協力機構受託事業収入/費用の推移(平成16年度まで実績)

	受託事業収入	受託事業支出	(千円)
平成12年度	45,433	53,832	
平成13年度	65,060	71,622	
平成14年度	82,968	83,446	
平成15年度	56,814	57,063	
平成16年度	56,484	58,038	
平成17年度(予算)	69,700	74,300	

(1)ベトナム法整備支援研修(ベトナム研修)

国際協力機構とベトナム司法省との法整備支援契約フェーズ2(3年5ヶ月)の終了後、平成15年7月より新たな3ヶ年契約(フェーズ3)がスタートしている。

日本での研修は、既に24回実施され、来日した研修員は総勢240人を超している。本研修は司法省の他に最高人民裁判所、最高人民検察庁を含め、年4回の規模に拡大したこともあったが、日本法制度の一般研修は平成14年度で一区切りとし、フェーズ3

では民法改正研究、法曹養成教官研究（トレーナーズトレーニング）などに目的を絞った研修に特化し、より具体的な成果を上げることが目標としている。

平成17年度ベトナム研修スケジュール

（各研修とも研修員10～14人、期間3～4週間）

第25回研修 平成17年6～7月(大阪)

判決標準化及び判例整備（日本側実施主体：判決標準化共同研究会）

第26回研修 平成18年2月(東京)

法曹養成機能強化（日本側実施主体：法曹養成共同研究会）

研修の講師には当財団役員、学術評議員にも引き受けていただき、又、研修期間中に法曹関係機関の見学や企業訪問、日本側関係者との懇談、交流の場を設ける。

(2)ベトナム法制度整備

平成15年7月にスタートしたベトナムとの新3ヶ年法制度整備支援契約(フェーズ3)では、前記本邦研修の他下記事業が継続又は新たに追加されている。

(i)民法を中心とした民商事分野立法の整備支援

- ①民法改正最終法案（平成17年度中の成立に向け現在国会審議中）
- ②知的財産権関連法規
- ③民事訴訟法（平成16年5月に成立）、倒産法
- ④その他民法関連法令（不動産登記法、国家賠償法、判決執行法等）

上記①のため従来からの民法改正共同研究会(東京、委員9人)、②のため知的財産法小委員会（東京、委員4名）及び③のため民訴法共同研究会(大阪、委員4人)が組織されている。（民事訴訟法は平成16年5月に成立したがその後のフォローアップのため研究会は継続）④については当面現地派遣長期専門家及び日本からの短期講師派遣による現地セミナーにより対応される。

(ii)人材育成のための支援

- ①国家司法学院における法曹養成
- ②民事第一審判決の判決書の標準化
- ③ベトナム国家大学法学部ハノイ校における日本法教育への支援

上記①のため法曹養成共同研究会(東京、委員4人)及び②のため判決標準化共同研究会(大阪、委員4人)が組織されている。

当財団は当年度も引き続きこれら研究会、Working Groupの事務局業務を担当する。

本事務局の円滑な運営のため財団職員の他に大学講師1名、大学院生3名を起用しているが、平成17年度より新たに大阪で事務局として研究員を増員することとする。

(3)カンボジア法整備支援研修(カンボジア研修)

カンボジア民法、民事訴訟法草案作成支援プロジェクトは、平成15年3月の草案の引き渡しにより一段落したが、両法案は閣僚評議会(内閣に相当)で審議されており当年度中の国会での成立を目指している。この両法案成立に向けての支援継続とともに法曹養成トレーナーズの研修について、引き続き日本側が支援協力を行う。

平成17年度カンボジア研修スケジュール

(各研修とも研修員8～10人、期間2～3週間)

平成17年度第1回 9～10月頃(東京)

法曹養成機能強化(日本側実施主体:裁判官・検察官養成校支援作業部会)

平成17年度第2回 1～2月頃(東京)

民法・民訴法及び関連法起草支援(日本側実施主体:民法・民訴法作業部会)

場 所:法務総合研究所(東京)、国際協力機構東京センター

(4)カンボジア法制度整備

カンボジア民法及び民事訴訟法草案作成プロジェクトは4年間にわたり両国関係者の絶大な協力のもとに平成15年3月に草案引き渡し完了したが、カンボジア側は(イ)両法案の国会審議・成立まで現地ワークショップや専門家派遣、本邦研修などの支援協力、(ロ)民法・民訴法関連法制度(施行法、供託法、戸籍法、人事訴訟法)構築支援、(ハ)司法官(裁判官・検事)養成学校、弁護士養成学校の運営への協力を要請してきており、国際協力機構とカンボジア司法省他関係機関との間で新たな法整備支援契約(フェーズ2)が平成16年4月からスタートしている(平成19年3月まで)。

このため、従来からの民法作業部会(委員13名)、民事訴訟法作業部会(委員9名)はほぼ同じ規模で継続され、また当年度より新たに裁判官・検察官養成校支援作業部会が設けられる予定である。

当財団は引き続き各作業部会の事務局を担当し、この運営業務に万全を期すため、各部会の資料作成整理・翻訳、現地専門家及び各委員との円滑な情報連絡、議事録の作成等、専門性を要する業務について大学院生他の協力者5～6名を起用して取り進める。

(5)ウズベキスタン法整備支援研修(ウズベキスタン研修)

ウズベキスタンは1991年のソ連邦崩壊後、中央統制計画経済から市場経済への移行を目指し、そのための法制度の整備を進めているが、課題が山積みしており、欧米諸国の法の継受により発展してきた日本による協力を求めてきた。国際協力機構及び法務総合研究所国際協力部は予備調査の実施を経て、平成14年度から5カ年計画で経済取引を促進する法制度に関する本法研修を行っており平成14年は「中小企業法制」、平成15年は「土地法と担保制度」、平成16年度は「倒産制度」をテーマとして実施された。当年度よりは最高経済裁判所を支援対象機関として倒産法注釈書作成支援プロジェクトが立ち上がる予定であり、これに関連し2回の研修が計画されている。

当財団は国際協力機構から本研修事業の業務委託を受け、国際協力部とともに推進にあ
たっている。

第4回ウズベキスタン研修（倒産法注釈書作成支援）

平成17年5月（大阪、2週間）

第5回ウズベキスタン研修（倒産法注釈書作成支援）

平成17年11月（大阪、2週間）

何れも司法省、経済裁判所、検察庁等から研修員6人

(6)ウズベキスタン法制度整備

平成14年からの5カ年計画での本邦研修に加え、当年度より最高経済裁判所を支援
対象機関として倒産法注釈書作成支援プロジェクトが本格的に始まる予定であり、日
本側の支援組織としてウズベキスタン倒産法注釈書作成支援委員会（大阪、委員長
池田 辰夫大阪大学大学院高等司法研究科教授 委員5人）が組織された。当財団は
本支援委員会の事務局業務を担当する。

(7)国際民商事法研修(地域研修)

国際協力機構は従来の多数国マルチ研修(6～7ヶ国を対象とした一般研修)を見直し、
平成15年度から経済、文化圏の近い地域別の研修体制に切り替えており、当年度は前
年度に引き続きインドシナ半島4ヶ国を対象とした地域別研修を実施する。

この国際研修には、従来同様日本人研修員(法務省、裁判所、弁護士、企業法務)5～6
名も加わり、5週間にわたり合宿により共同研修を行う。財団関係者による講師の引受、
見学旅行や企業訪問、研修員によるカントリーレポート発表会、懇談交流会等研修を円
滑に進めるため幅広い協力を行う。なお、この研修に参加する日本人研修員の費用は原
則として当財団が負担する。

平成17年度国際民商事法研修（地域研修）

対象地域：インドシナ半島4ヶ国

カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムの司法省、裁判所、検察院等
から各国2～3名、日本人5～6名合計15～18名参加

期間：平成18年1～2月 約5週間

場所：法務総合研究所国際協力部(大阪)

研修期間中約1週間は東京で行い、また石川県金沢市での石川国際民商事法センター
主催のシンポジウムへの参加の他、研修期間中に大阪で開催されるアジア太平洋諸国法
制度シンポジウム(後述)にも研修カリキュラムの一環として参加する。

(8)日本・インドネシア司法制度比較研究セミナー(インドネシア研修)

インドネシアの法制度は外見的には一応整っているものの、法の適用と執行面において
多くの問題を抱えており、民事・刑事の実体法及び手続法の改正に加え、破産法、知的
財産権、独占禁止法などの経済関連法の適切な運用の確立を目指しており、日本の法制
度に注目し、法整備支援を要請してきている。

第一段階として同国の司法制度及び改革の動向を把握する必要がある、日本・インドネシア両国の制度比較研究セミナーとして平成14年度にスタートし、(実質的には研修のカタゴリーに入るので「インドネシア研修」と略称する。)平成16年から3カ年で「公正かつ効率的な民事紛争解決制度の運営に関する比較研究」をテーマとして本邦研修が実施されている。

当財団は国際協力機構から本研修事業の業務委託を受け、国際協力部とともに推進にあたる。

第4回インドネシア研修

平成17年7月又は9月(大阪、4週間)

裁判官、検察官、弁護士、法務人権省職員など研修員10人

(9)その他諸国(ラオス、モンゴル、インドネシア等)法制度整備

ラオス法整備支援研修(年2回本邦研修)は当初から名古屋大学及び法務総合研究所が国際協力機構から直接受託し、当財団はサイドからの協力に止まっている。当年度からラオス法整備全般について関係者会議並びに日本からの専門家派遣による現地 Working Shop の支援活動について本邦での事務局業務を受託することとなった。当面は研修や現地 WS に関連する会議設営、資料準備、翻訳、テープ起こし等の業務が主体となる見込み。

また当年度からラオスに加え、モンゴル及びインドネシアに対する法整備支援についても特定関連業務の委託を受けることになった。

2 その他法整備支援事業

当財団は、国際協力機構の ODA 関係の事業とは別に法務総合研究所と共催による日韓パートナーシップ研修を実施している。また当財団独自の立場での個別支援事業も行っており、これらを一括し、その他法整備支援事業として管理している。

(1)日韓パートナーシップ研修

韓国とは、経済、文化他全般にわたり、今後より緊密な関係が進展すると期待されており、法務省及び当財団は、韓国大法院(最高裁)と両国の法制度や実務処理上の諸問題について相互に研究検討するパートナーシップ研修を平成11年度から継続的に実施しており、年々内容も充実し成果を上げてきている。当年度は従来のテーマを継続するが、今後の方向としては登記制度以外の民事行政制度への拡大、また大法院ルートを通じて両国にとって有効な新規プロジェクトを検討していきたい。

第7回日韓パートナーシップ研修

- メインテーマ 不動産登記、商業登記及びこれに関連する不動産執行についての
実務上の諸問題
- 日本セッション 平成17年6月13日～6月21日東京
韓国チーム5名が来日、日本チーム5名と共に法務総合研究所(東京)において研修。
- 韓国セッション 平成17年10月17日～10月27日ソウル
日本チーム5名が訪韓、韓国チーム5名と共に大法院公務員教育院(ソウル)において研修。

(2) 中国民法典制定への協力

中国は民法典編纂に向けて、最終的な検討段階にあり、中国社会科学院法学研究所は日本の民法学者の協力を求めている。

これに応え森脇昭夫名古屋大学名誉教授を中心とする日本の民法学者有志(日中比較民法研究会メンバー4～5人)が、共同研究という形で参加しており、平成15年度第1回シンポジウムが北京で、平成16年度第2回シンポジウムが東京で開催された。当財団は当年度も日本側の協力活動に対し、参加費用等について一部支援を行う。

(3) その他諸国関係

国際協力機構のODA案件とは別に、新たに発生する法整備支援関係プロジェクトに対応するため、予備的に見込むもの。

3 シンポジウム等運営事業

(1) 日中民商事法セミナー

当財団は国務院国家発展・改革委員会を中国側の窓口として商務部や中国社会科学院法学研究所他関係機関の協力を得て中国との事業を取り進めており、当年度は第10回日中民商事法セミナーを日本(東京及び大阪)で開催する。今回は第10回目となることから東京でのセミナーの前半に記念講演を組み入れる。

第10回記念セミナー

時期・場所：平成17年9～10月 東京及び大阪

第10回記念講演会(東京セミナーの午前中)

講演者：中国 国家発展改革委員会から副主任クラスの方を招聘
日本側も中国に造詣の深い方1名

東京・大阪セミナー：それぞれ午後 半日

セミナーテーマ：企業の合併・買収等企業結合に関する日中法制度の実態比較及び今後の課題(仮題)

講師：本テーマを所管する中国政府機関等から講師2名招聘

日本側も東京、大阪それぞれにて専門家コメンテーター2～3名依頼
主催 日本：当財団、法務総合研究所、JETRO
中国：国务院国家発展・改革委員会

本セミナーでは日中の開催地側より時機に応じたテーマを取り上げて相手国の専門家を招聘し講演を行ってもらう方式をとっており、今年度は企業の合併・買収等企業結合に関する日中法制度を取り上げる。日本企業の中国進出もますます進んでおり、又中国企業による外国企業の買収事例も増えてきており、本テーマは日中双方にとり時宜を得たものと考えらる。

日中民商事法セミナーは、当財団設立以来継続してきた重要プロジェクトであり、この内容の一層の充実を計るとともに、国家発展・改革委員会との友好関係を深め、将来に向け新たな協力事業も検討したい。

(2)国際民商事法講演会

特定国について関心の高いテーマを選び、当該国の専門家による講演会を機会ある毎に開催しており、平成13年度はインドネシア裁判外の紛争解決、平成14年度はフィリピン裁判制度、平成15年度は韓国知財訴訟(特許法院)、平成16年度は日中の知的財産法制度をテーマとして実施した。

当年度も関係諸機関の協力も得て、年1～2回開催を目標とする。

(3)アジア太平洋諸国法制度シンポジウム

平成16年度～17年度の2ヶ年にわたる国際会社法調査研究の成果の総まとめとしてシンポジウムを開催する予定。

時 期：平成18年2月

場 所：大阪中之島合同庁舎国際会議室

主 催：法務総合研究所国際協力部、当財団

後 援：JETRO

対象国：中国、シンガポール、タイ、フィリピン

テーマ：企業結合を中心とした国際会社法の研究（仮題）

（研究対象国より講師を招聘）

(4) 他団体との共催事業

アジア諸国の法制度整備に関係している諸団体が行う事業で、当財団の目的趣旨に沿うものについては、その成果を上げるべく、当財団としても積極的に協力する。又、法務省が主催する法整備支援連絡会に関連したプロジェクトにも参加、協力していきたい。

ローエイシア国際会議への財団関係者の参加

法整備支援連絡会、石川国際民商事法センター主催シンポジウムの後援

4 調査研究事業

(1)アジア太平洋諸国法制度調査研究

当財団は調査研究事業として、アジア太平洋諸国の法制度について関西の学者、実務家にお願ひし、研究会を続けてきている。第1期破産法・担保法、第2期ADR、第3期知的財産権を実施してきたが、平成16年度～17年度の2ヶ年にわたっては企業結合を中心とした国際会社法の研究事業を取り上げている。

国際会社法研究会

主 催：法務総合研究所国際協力部、当財団

後 援：JETRO

期 間：平成16年度～17年度 2年間

対象国：中国、タイ、シンガポール、フィリピン

研究会：座 長 龍田 節弁護士(京都大学名誉教授)

研究会委員 10名

当年度は定期的研究会開催の他、対象国アンケート、海外現地調査等を実施する予定。

(2)海外現地調査

当財団関係者が法整備支援対象国に出張し、当該国の法制度の実態を調査すると共に、支援の内容、方法などについて現地の関係者の要望を聴取し、意見交換を行う。また、これを機会に、法整備支援研修で来日した研修員のフォローも行う。当年度も1～2ヶ国を対象とする予定。

(3)資料収集配布等

市場経済に移行しつつある国々を中心として、研修や調査訪問などの機会に当該国の諸法規や、その関連資料の入手に努め、これを広く便宜に供するもの。又、前記アジア太平洋諸国法制度調査研究事業の成果出版物を当財団会員に配布するための費用を含む。

5 広報事業

(1)機関誌「ICCLC」発行

平成17年6月発行

平成16年度事業報告、平成17年度事業計画を掲載

平成17年12月発行

第10回日中民商事法セミナー特集を予定

(2)"ICCLC NEWS LETTER"発行

年間3～4回発行。機関誌でカバーできない財団の活動状況や、各国民商事法関連の情報を掲載する。

(3)パンフレット作成・ホームページの維持

当財団パンフレットの改訂、ホームページのメンテナンス等を行う。

6 特別事業

当年度は平成8年4月に当財団が設立されて10周年目にあたることからこれまでお世話になった方々をお招きし10周年記念式典を開催することにしたい。

時期	平成18年1月中旬
会場	新霞ヶ関ビル 澁尾ホール
参加者	財団役員、学術評議員、一般企業会員 法務省、法総研関係者 JICA, JETRO, 日弁連他関係団体・機関 その他財団事業の協力者 総勢 100～130人
記念式典	主催者、来賓挨拶 講演：カンボジア司法大臣又はこれに代わる要人を講師として招聘 日本の法整備支援推進関係者から1～2名を講師として依頼
	記念パーティ

収 支 予 算 書

平成17年4月1日から平成18年3月31日まで

財団法人 国際民商事法センター

(単位:千円)

科 目	予算額	前年度予算	差異
I 収入の部			
1基本財産運用収入	15	100	△ 85
2会費収入	33,800	36,000	△ 2,200
3法整備支援受託事業収入	69,700	69,600	100
当期収入合計(A)	103,515	105,700	△ 2,185
前期繰越収支差額	33,459	29,046	4,413
収入合計(B)	136,974	134,746	2,228
II 支出の部			
1事業費			
法整備支援受託事業費	74,300	73,400	900
その他法整備支援事業費	2,300	3,500	△ 1,200
シンポジウム等運営事業費	10,600	11,700	△ 1,100
調査研究事業費	8,800	5,600	3,200
広報事業費	2,600	2,800	△ 200
特別事業費	3,100	0	3,100
事業費計	101,700	97,000	4,700
2管理費			
会議費	800	1,000	△ 200
事務管理費	4,600	5,900	△ 1,300
賃借料	6,100	6,100	
人件費	4,500	5,000	△ 500
管理費計	16,000	18,000	△ 2,000
3固定資産関係費	500	600	△ 100
4予備費	500	1,000	△ 500
当期支出合計(C)	118,700	116,600	2,100
当期収支差額(A)-(C)	△ 15,185	△ 10,900	△ 4,285
次期繰越収支差額(B)-(C)	18,274	18,146	128

収支予算書内訳(参考)

H17:平成17年度予算 H16:平成16年度予算

(単位:千円)

I 収入の部			
1 基本財産運用収入	(H16) 50,000×0.2%(定期預金)=100 (H17) 50,000×0.03%(定期預金)=15		
2 会費収入 (年会費1口200千円)		H17	H16
	理事・評議員会社	18,800(43社、94口)	20,000(46社、100口)
	一般会社	15,000(70社、75口)	16,000(75社、80口)
	計	33,800(113社、169口)	36,000(121社、180口)
3 法整備支援受託事業収入		H17	H16
	ベトナム研修	6,000	6,000
	ベトナム法制度整備	9,400	13,400
	カンボジア研修	6,200	6,200
	カンボジア法制度整備	28,500	27,000
	ウズベキスタン研修	4,000	2,000
	ウズベキスタン法制度整備	3,800	0
	国際民商事法研修	4,000	4,600
	インドネシア研修	2,500	2,900
	その他諸国(ラオス等)法制度整備	5,300	1,900
	中国企業関連法制度整備	0	5,600
	計	69,700	69,600
II 支出の部			
1 事業費 法整備支援受託事業費		H17	H16
	ベトナム研修	6,000	6,000
	ベトナム法制度整備	11,100	15,200
	カンボジア研修	6,200	6,200
	カンボジア法制度整備	30,300	27,500
	ウズベキスタン研修	4,000	2,000
	ウズベキスタン法制度整備	3,900	0
	国際民商事法研修	5,200	5,200
	インドネシア研修	2,500	2,900
	その他諸国(ラオス等)法制度整備	5,100	2,800
	中国企業関連法制度整備	0	5,600
	計	74,300	73,400
その他法整備支援事業費	日韓パートナーシップ研修	1,500	1,500
	中国民法典制定への協力	300	1,500
	その他諸国関係	500	500
	計	2,300	3,500
シンポジウム等運営事業費	日中民商事法セミナー	6,100	6,700
	国際民商事法講演会	1,000	2,000
	アジア太平洋諸国法制度シンポジウム	2,000	2,000
	他団体との共催事業	1,500	1,000
	計	10,600	11,700
調査研究事業費	アジア太平洋諸国法制度調査研究	7,000	3,000
	海外現地調査	500	1,000
	資料収集配布等	1,300	1,600
	計	8,800	5,600
広報事業費	機関誌、NEWS LETTER発行	1,200	1,300
	ホームページ経常費用/メンテナンス/パンフレット更新	1,100	1,100
	郵送費	300	400
	計	2,600	2,800
特別事業	財団設立10周年記念式典	3,100	0

	H17	H16
2管理費		
会議費	理事会、評議員会他役員会 その他会議、会合費	700 300
	計	1,000
事務管理費	旅費交通費 通信運搬費 備品消耗品費 水道光熱費 OA機器リース料 租税公課 その他諸経費	2,000 800 700 230 470 700 1,000
	計	5,900
事務所賃借料	家賃 共益費	4,500 1,600
	計	6,100
人件費(業務委託料)	事務職一人及び大阪事務所協力員一人	5,000 5,000
3固定資産関係費	間仕切、内装、パソコン等	600
	計	600
4予備費		1,000

発行日：平成17年7月8日

発行者：財団法人国際民商事法センター

事務局長 小林 清則

〒107-0052 東京都港区赤坂1丁目6番7号 第九興和ビル別館

TEL 03 (3505) 0525 FAX 03 (3505) 0833

ホームページアドレス <http://www.icclc.or.jp>

印刷製本：有限会社 一星社

代表取締役 杉本 恵美

〒104-0033 東京都中央区新川1丁目16番6号

TEL 03 (3552) 3566 (代)